

注意! 事業活動に伴うごみは、家庭のごみとして出すことはできません。

事業系ごみの正しい分け方・出し方

※事業系ごみの排出者は、廃棄物を自らの責任において適正に処理する義務があります。

- **産業廃棄物**は、産業廃棄物処理業者へ処理を委託するか、又は、自ら産業廃棄物処理施設へ搬入してください。
- **一般廃棄物**は、那覇市一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を委託するか、又は、自ら那覇・南風原クリーンセンターへ搬入して下さい。

廃棄物の区分

● **産業廃棄物**とは 事業活動（公共事業等の非営利活動を含む）に伴って排出される廃棄物のうち、法律で定められた **21種類**の廃棄物をいいます。

産業廃棄物

あらゆる事業活動に伴うもの

特定の事業活動に伴うもの

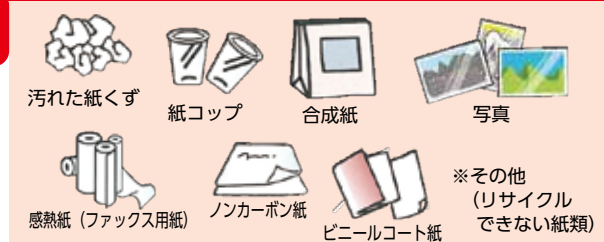
<p>① 燃えがら</p> <p>石炭がら、焼却炉の残灰、その他の焼却残渣等</p>	<p>② 汚泥</p> <p>グリーストラップ、ビルピット汚泥、工場排水や製造工程で排出される泥状のもの</p>	<p>③ 廃油</p> <p>鉱油性油、動植物性油、潤滑油、洗浄油等</p>	<p>④ 廃酸</p> <p>廃硫酸、廃塩酸、すべての酸性廃液等</p>	<p>⑤ 廃アルカリ</p> <p>すべてのアルカリ性の廃液</p>	<p>⑥ 廃プラスチック類</p> <p>合成樹脂くず、合成繊維くず、固形状・液状のすべての合成高分子化合物</p>
<p>⑦ ゴムくず</p> <p>ゴム手袋、ゴムホース、生ゴム、天然ゴムくず等</p>	<p>⑧ 金属くず</p> <p>傘の骨組み、鉄を主成分とする金属材料、又は、非鉄金属等</p>	<p>⑨ ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず</p> <p>ガラス、陶磁器、コンクリート破片等</p>	<p>⑩ 鉱さい</p> <p>高炉、転炉、電気炉の残渣等</p>	<p>⑪ がいりくず</p> <p>工作物の新築、改築、又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片、レンガ破片等</p>	<p>⑫ ばいじん</p> <p>工場の排ガスを処理して発生したばいじん</p>
<p>⑬ 紙くず</p> <p>建設業、出版業、新聞業、製本業等から排出されるもの</p>	<p>⑭ 木くず</p> <p>建設業、木材製造業、家具製造業等から排出されるもの、貨物用パレット等</p>	<p>⑮ 繊維くず（天然繊維）</p> <p>建設業、繊維工場等から排出される木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず</p>	<p>⑯ 動植物性残渣</p> <p>食品、医薬品、香料製造業から排出される動植物に係る固形状の不要物</p>	<p>⑰ 動物系固形不要物</p> <p>解体処理又はと殺された牛、豚、鳥等の処理不要物</p>	<p>⑱ 動物のふん尿</p> <p>畜産農業から排出される牛、豚、鳥等のふん尿</p>
<p>⑲ 動物の死体</p> <p>畜産農業から排出される牛、豚、鳥等の死体</p>	<p>⑳ 産業廃棄物を処分するために処理したもの</p> <p>それ以外のもの</p>	<p>㉑ 輸入された廃棄物</p> <p>航空廃棄物、携帯廃棄物を除く</p>			

正しい分別とリサイクルをお願いします!



一般廃棄物

① 燃やすごみ



● **一般廃棄物**とは 産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。
 ● 資源化できない紙（注1）
 ● 従業員の生活活動に伴い排出される「弁当がら、お菓子の包装紙（ビニール製）、カップ容器等」に限り、一般廃棄物として排出することができます。

② 資源化物



● 資源化可能な「古紙」及び「草木」は、那覇・南風原クリーンセンターへ「燃やすごみ」として搬入することを禁止しています。

古紙類（注1） 種類ごとに分別ボックスを用意しましょう。

雑誌・雑がみ、機密文書、新聞紙、段ボール、OA紙

（「雑がみ」の例）
 金具を取る、ビニールをはがす、金具をはずす
 カレンダー・ポスター、メモ用紙、空箱、封筒・紙袋、ファイル・個別フォルダ
 名刺、包装紙、冊子類、パンフレット・チラシ、商品POP、ビールの包み紙

草・木（注3） 草・木（枝）以外のものは、取り除きましょう。

中タバコの吸い殻などの不適物を入れない。キャップ・ラベルを取る
 缶、ペットボトル、キャップを取る
 使い捨てびん（ワンウェイびん）、洗って何度も使うびん（リターナブルびん）

缶、びん、ペットボトル

● 2020年4月より、事業系資源化物「缶類、びん類、ペットボトル」の排出区分及び処理方法の適正化を図ります。事業活動に伴い排出される「缶類、びん類、ペットボトル」は、市の資源化施設「エコマール那覇リサイクル棟」へは搬入できませんのでご注意ください。（詳しくは、裏面の「お知らせ」をご確認ください。）

（注1）建設業（工作物の新築、改築又は除去等）、出版業、新聞業、製本業等から排出される紙くず（古紙類を含む）は、産業廃棄物に該当します。
 （注2）食品製造業、医薬品製造業、香料製造業等において原料として使用した厨芥類は、産業廃棄物に該当します。（厨芥類とは、野菜くずなどの生ごみを指します。）
 （注3）建設業（工作物の新築、改築又は除去等）、木材・木製品製造業等から排出される木くず（草木を含む）及び貨物流通用の木製パレット等は、産業廃棄物に該当します。

事業者の皆様、資源化物は、再生利用できるよう処理業者の受入基準を守って排出するようお願いします。
 ★古紙類（資源化可能なもの）⇒ 燃やすごみへの混入が多い「雑がみ」の分別、再資源化にご協力下さい。
 ★缶、びん、ペットボトル ⇒ 中身を空にして種類ごとに透明又は半透明の袋に入れるようお願いします。

リサイクルを
 お願いします!

● 処理業者一覧
 ● 指定引取所
 ● 特定窓口
 ※裏面参照

リサイクル対象品

① 家電4品目 お問い合わせ：販売店又は指定引取所（裏面）**（有料）**
 家電リサイクル券、テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機・乾燥機

② パソコン お問い合わせ：各メーカー **（有料）**
 リサイクル、デスクトップパソコン、ノートパソコン

③ 消火器 お問い合わせ：特定窓口（裏面）**（有料）**
 リサイクルシール、消火器



大切な、お知らせです！



資源化物の排出区分と処理方法の適正化について！

市では、2020年4月から事業所等から出される資源化物（缶類、びん類、ペットボトル）を廃棄物処理法に従い排出区分及び処理方法の適正化を図る予定です。

これにより、事業活動に伴い排出される缶類、びん類、ペットボトルは、エコマール那覇リサイクル棟へ搬入できなくなりますので、産業廃棄物として適正に処理していただきますようお願いいたします。

ただし、従業員の生活活動に伴い排出されるものであって、市の受入基準に適合している場合に限り一般廃棄物として搬入ができるものとします。



※中身は空にして、すすいで出してください。
※中に異物を入れないでください。



分別及び処理方法について

※再資源化への取り組みを、よろしくをお願いします！



缶類

分別方法

- ◆缶以外のものを混入しない。
- ◆処理委託契約に応じて、スチール缶とアルミ缶を分ける。



びん類

- ◆キャップは取りはずし、缶類又は廃プラスチックとして分別する。
- ◆処理委託契約に応じて、リターナブルびんとワンウェイびんに分ける。



ペットボトル

- ◆処理委託契約に応じて、キャップ、ラベル、ボトルを分別して出す。

処理方法

- ◆一般的にリサイクル業者等で買い取りされている物は、処理業者の施設へ直接持ち込みする方法があります。(例：かん類、リターナブルびん)
なお、収集運搬を委託する場合は、適正な委託契約を締結するようお願いいたします。

- ◆処理費用が発生する物（ワンウェイびん）は、排出事業者が産業廃棄物処理施設へ直接持ち込みする方法、又は、**産業廃棄物処理業者**※へ処理を委託する方法があります。
※問い合わせ先・業者一覧をご参照下さい。

- ◆自動販売機を設置している場合は、飲料容器の回収等について、ベンダー（自動販売機の取り扱い業者等）と相談し、適正に処理するようお願いいたします。

※市の受入基準 【共通の基準】 種類毎（缶類、びん類、ペットボトル）に分けられていること。/中身が入っていないこと。（容器の中を軽くすすぐこと。）/不適物が混入していないこと。
【区分毎の基準】 ●びん＝無色、茶色、その他の色に分けられていること。/キャップが取られていること。●ペットボトル＝キャップとラベルが取られていること。

業者一覧（一般廃棄物処理許可業者/再生処理業者/指定引取所/特定窓口）

① 一般廃棄物（ごみ）収集運搬

許可番号	許可業者名	電話	許可番号	許可業者名	電話	許可番号	許可業者名	電話
1	(有) 宮國清掃★●	098-876-4884	25	平良 義勝	098-946-0225	53	(株) 吉浜川開発★●	098-886-1241
2	(有) 丸元清掃★	098-944-8271	26	玉城 正	098-945-7373	54	(同) エコライフ	098-834-4058
3	(株) ゆい清掃★	098-885-7055	27	(同) 花城クリーン	098-834-4478	55	普天間 里恵子★●	098-946-8205
5	祖平 愛也	098-859-0561	28	兼浜 康喜	090-2715-3782	56	吉浜工コサービス★●	098-850-7556
6	(株) クリーンアップ福★●	098-943-7472	31	(有) 三友★●	098-943-8826	58	(有) 那覇環境サービス★	098-862-2935
7	大城 睦子	098-862-6020	32	伊良波 哲●	098-892-7861	59	(株) 沖縄公衆衛生★●◆	098-857-2703
8	(有) タイラ衛生社★●	098-856-4488	33	(有) 那覇相互清掃★●	0120-078-538	60	上田 長廣	098-877-0563
9	佐久川 政則	098-885-6171	34	(有) 丸友産業★●	098-853-1028	61	(株) やすもと★●	090-4471-9095
10	上原 直美	098-886-1351	35	伊佐 真亜★	098-885-3241	62	(株) タイラ産業★●	098-850-1943
11	上原 正和	098-857-0997	37	上原 民智	098-885-0142	63	(株) 光環境サービス★●	098-945-0986
16	伊野波 盛俊★	090-1943-4974	39	宮城 みゆき●	098-943-7709	64	福里 清	098-886-8125
17	大城 尋光★	098-873-3511	40	(株) 大輪産業★	098-886-1874	65	金城 隆幸	098-879-4051
18	瑞慶覧 克明	098-879-6348	43	棚原 敏彦	098-850-7364	66	(有) 都市清掃社	098-887-4421
19	松原 秀明	098-885-6712	46	上原 勝	098-857-2480	67	(資) 協和★	098-889-4268
20	栗國 恒男	098-943-3528	47	新里 靖美	098-946-3932	68	友平衛生社(有)★●	098-856-0316
21	(株) 廣	098-877-8604	48	(同) 明進環境整美★	090-3792-5750			
22	(株) タマキクリーン★●	0120-78-5380	49	(株) タイホウエコクリーン★●	098-885-8655			
23	城間 美佐江	098-885-9005	50	(株) 共栄環境★	098-888-6509			
24	(株) SUN クリーン	098-886-2443	51	(株) カワカミ★	098-878-6888			

★印は、産業廃棄物収集運搬許可も有しております。
●印は、草木収集運搬許可も有しております。
◆印は、再生利用を目的とした食品残渣の収集運搬許可も有しております。

② 一般廃棄物（草・木）収集運搬・処分

許可番号	許可業者名	電話	搬入先	リサイクル内容	許可番号	許可業者名	電話	搬入先	リサイクル内容
109	(株) グリーンエコロジーサービス	098-840-5600	豊見城市	チップ化	59	(株) 沖縄公衆衛生	098-857-2703	糸満市	堆肥化
110	(株) とみしろ建材	098-850-6482	豊見城市	チップ化	122	(資) オクスイ	098-929-3179	沖縄市	飼料化・堆肥化
112	街グリーン(株)	098-948-7006	八重瀬町	チップ化	128	(有) 沖縄化製工業	098-945-6516	南城市	飼料化
114	(株) 美玉開発	098-889-7143	南風原町	堆肥化					
115	(有) 沖縄クリーン工業	098-835-8122	うるま市	堆肥化					

③ 一般廃棄物（食品残渣）収集運搬・処分

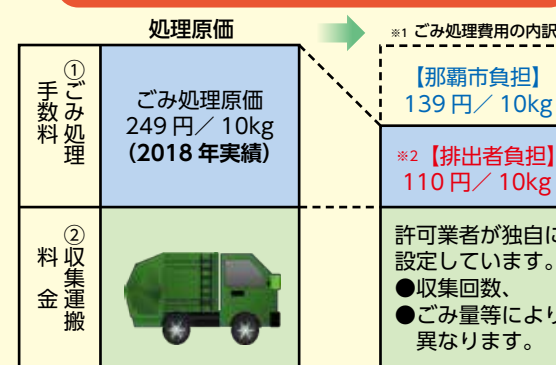
※②草・木、③食品残渣の再生利用に係る処理費用は、各処理業者にご確認ください。

分別・リサイクルをお願いします！

④ 再生処理（古紙類・金属類・びん類・廃油/家電リサイクル対象品/消火器）

No.	許可業者名	電話	搬入先	取扱品目	おすすめコンテンツ
①	(資) 協和	098-889-4268	南風原町	古紙、アルミ、ペットボトル、発泡スチロール	<p>公益財団法人 古紙再生促進センター</p> <p>一般財団法人 家電製品協会 家電リサイクルセンター</p>
②	(株) ふじ産業	098-889-3722	南風原町	古紙、機密書類（シュレッダー車有）、アルミ、発砲スチロール	
③	(有) 沖縄紙業	098-877-8189	浦添市	古紙、シュレッダー処理済 OA 用紙	
④	(株) 拓琉金属	098-876-3548 098-987-4394	浦添市 豊見城市	鉄くず、非鉄金属、廃車、OA 機器類、小型家電 機密書類（シュレッダー処理）、家電リサイクル対象品【指定引取所】	
⑤	昭和製紙(株)	098-973-4125	うるま市	古紙、模造紙、機密書類（溶解処理）	
⑥	(株) 國吉商店	098-840-9244	糸満市	古紙、機密書類（シュレッダー処理）、アルミ、鉄くず、非鉄金属	
⑦	拓南商事(株)	098-934-8010	うるま市	家電リサイクル対象品【指定引取所】、鉄くず、非鉄金属	
⑧	(株) オカノ	098-867-1633	那覇市	消火器※国内製造【特定窓口】	
⑨	街グリーン(株)	098-948-7006	南城市	ガラスびん、ペットボトル、缶	
⑩	(有) 沖縄クリーン工業	098-835-8122	西原町	ガラスびん、ペットボトル、缶（混合受入れ）	
⑪	(有) クリーンアイランド	098-923-3348	うるま市	ガラスびん【日本山村硝子(株)・沖縄地区協力工場】	
⑫	(株) パイロン沖縄	098-840-7878	八重瀬町	ガラスびん、ペットボトル	
⑬	(有) 大幸産業	098-937-0778	沖縄市	廃食用油	
⑭	沖縄県油脂事業協同組合	098-992-6444	糸満市	廃食用油	

一般廃棄物の処理委託費用の内訳



※1 許可業者との契約料金は、①ごみ処理手数料と②ごみを収集運搬する経費の合計からなっています。
※2 那覇・南風原クリーンセンターで処理をする一般廃棄物の処理手数料は、ごみの重量に応じて負担していただきます。
なお、ごみ処理手数料は定期的な見直しがありますので、改定の際には、適正な料金を負担していただきますようお願いいたします。

環境にやさしい事業の在り方を考えてみませんか。

- 環境負荷の軽減** ごみの処理（収集運搬、焼却、埋立）に伴い発生する CO2 などが減り、環境負荷を低減することができます。
- 企業のイメージアップ** 近年は環境への関心や意識が高まっています。ごみの減量化・資源化の取り組みは企業のイメージアップにつながります。
- コストの削減** ごみ処理費用は、事業活動の必要経費です。ごみを減らすことで、経費の削減が期待できます。

ごみ減量への取り組み ポイント！

ステップ1

ごみの処理計画を立てる！

- ①ごみの区分を知る。
- ②再資源化できるものを知る。
- ③適正な価格で、ごみ処理の委託契約を締結する。

ステップ2

会社全体で取り組む！

- ①ごみ箱の表示を工夫する。
- ②分別を徹底する！

継続することが大切！